第５部　東海地震事前対策

第１章　対策の考え方

第１節　策定の趣旨

昭和５３年６月１５日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年１２月１４日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和５４年８月７日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード８程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度６以上と予想される地域が「強化地域」として指定された（平成１６年４月１日現在、東京都新島村、神津島村、三宅村を含む８都県２６３市町村）。

一方、本市を含む東京都の地域は、東海地震が発生した場合は、震度５程度と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度５程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、あきる野市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、あきる野市地域防災計画（震災編）の附編として、「警戒宣言に伴う対応措置」を策定しているものである。

第２節　基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

１　警戒宣言が発せられた場合においても、あきる野市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、①警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

２　原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）招集の報道開始時から警戒宣言が発せ

られるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

3　東海地震に係る予防対策及び応急対策は、地域防災計画（地震編）「災害予防計画」及び「災害応急対策計画」で対処する。

4　あきる野市は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。

5　本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に当たり十分配慮するものとする。

（1）　警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。

（2）　警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。

（3）　東海地震が発生した場合、都の地域のほとんどは震度５程度と想定されているが、一部震度６に近い地域があるため、震度に応じた対策を講ずることとする。

（4）　都及び各防災機関等と関連を有する施策については、事前に調整を図るものとする。

第３節　前提条件

本計画策定に当たっては、次の前提条件をおいた。

1　東海地震が発生した場合、あきる野市の予想される震度は震度５弱程度である。

2　警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

　このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前１０時～午後２時）と想定する。

　ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第２章　防災関係機関の業務大綱

市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、協力機関（団体）、自衛隊が実施する業務及び措置は、第１部第２章「防災関係機関の業務の大綱」に定めるとおりとする。

第３章　事前の備え

第１節　広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を修得するとともに、理解を一層深める必要がある。

市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように、不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について教育、啓発及び指導するものとする。

１　広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

（１）　広報の基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②判定会招集後の報道開始時（判定会招集から３０分後）から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災までとする。

（２）　広報する事項

広報は次の事項について実施する。

ア　東海地震について
イ　警戒宣言の内容
ウ　東京の予想震度及び被害程度
エ　市民のとるべき措置
オ　事業者のとるべき措置
カ　警戒宣言時に防災機関が行う措置

主な例を示すと次のとおりである。

１　帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
（１）　列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
（２）　警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
（３）　その他防災上必要な事項
２　道路交通の混乱防止のための広報
（１）　警戒宣言時の交通規制の内容
（２）　自動車利用の自粛の呼びかけ
（３）　その他防災上必要な事項
３　電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報
（１）　警戒宣言時等の異常時電話利用の自粛
（２）　回線のふくそうと規制の内容

4　買い出しによる混乱防止のための広報 （1）　生活関連物資取扱店の営業 （2）　生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと 5　預貯金引き出し等による混乱防止のための広報 金融機関の営業状況と急いで引き出しをする必要のないこと 6　その他の広報 電気、ガス等の使用上の注意

（3）　広報手段

広報手段については、①テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報、②広報車、パンフレット等による地域的、現場的広報により実施する。

（4）　広報の方法

ア　印刷物による広報

「広報あきる野」「ハザードマップ」をはじめ、各防災機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る。

イ　映画、スライド等による広報

「東海地震対策」に関する映画やスライド等を上映し、防災思想の普及を図る。

2　教育指導

（1）　児童生徒等に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

ア　教育指導事項

（ア）　東海地震に関する基本的事項

（イ）　教職員の分担

（ウ）　警戒宣言時の臨時休業措置

（エ）　児童生徒等の下校（園）時等の安全措置

（オ）　学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法

（カ）　その他の防災措置

イ　教育指導方法

（ア）　児童・生徒に対しては、震災対策補助教材に東海地震対策を盛り込み防災教育を行う。

（イ）　教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。

（ウ）　保護者に対しては、ＰＴＡ等の活動を通じて周知徹底を図る。

（2）　自動車運転者に対する教育

市は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動をとれるよう

に広報紙等を通じ次の事項について教育を行う。

ア　教育指導事項

（ア）　東海地震に関する基本的事項

（イ）　道路交通の概況と交通規制の実施方法

（ウ）　自動車運転者のとるべき措置

（エ）　その他の防災措置等

第２節　事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関して、消防計画等の作成等の指導を行うものとする。

１　対象事業所

（１）　一般事業所

機　　関	対　象　事　業　所
秋川消防署	１　消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 ２　東京都震災対策条例により防災計画を作成することとされている事業所

（注）１　秋川消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

（２）　特定事業所

機　　関	対　象　事　業　所
多摩環境事務所	１　高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 （１）　第１種製造者 （２）　高圧ガス貯蔵所 （３）　特定高圧ガス消費者 ２　火薬類取締法の適用事業所
都福祉保健局	１　毒物劇物取締法の適用事業所 ２　ＲＩ使用医療機関

２　事業所指導の内容

（１）　秋川消防署

ア　消防計画等に定める事項

（ア）　警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。

（イ）　警戒宣言及び地震予知情報等の伝達並びに情報収集に関すること。
（ウ）　火気の取扱いの中止等出火防止措置に関すること。
（エ）　顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
（オ）　従業員の時差退社に関すること。
（カ）　自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。
（キ）　化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。
（ク）　防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。
（ケ）　警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
（コ）　その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。

イ　予防規程（危険物設置）に定める事項
（石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。）
（ア）　施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関すること。
（イ）　休日、夜間等における従業員の参集及び連絡に関すること。
（ウ）　危険物等の流出拡散防止のための設備及び資器材の点検、配置、その他の措置に関すること。
（エ）　危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。
（オ）　危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
（カ）　火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。
（キ）　消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること。
（ク）　警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
（ケ）　タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。
（コ）　地域住民に対する広報に関すること。
（サ）　その他地震防災上必要な措置に関すること。

ウ　指導方法
（ア）　防災指導等印刷物による指導
（イ）　講習会、講演会、その他各種集会による指導
（ウ）　各種業界、団体等の自主防災研修による指導
（エ）　その他、立入検査等消防行政執行時における指導

（２）　多摩環境事務所
ア　高圧ガス施設
（ア）　警戒宣言時における必要事項を定めた防災計画の作成を指導し、所定事項を順守させる。

（防災計画に定める事項）

○　防災の基本的事項

○　地震防災組織

○　応急対策

○　応急措置

○　震災後の運転再開時の措置

（イ）　（公社）東京都高圧ガス保安協会、（一社）東京都エルピーガス協会及び東京都エルピーガススタンド協会等の自主保安団体との協力関係を密にして、危害予防思想の一層の徹底を図る。

イ　火薬類取扱施設

火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、（社）東京都火薬類保安協会等の保安団体及び警察、消防機関と連絡を密にしながら、保安用品及び保安装置の点検確認を行う等、あらかじめ定めた危険予防の措置を実施する自主保安体制の強化を指導していく。

（３）　都福祉保健局

ア　毒物、劇物施設

毒物劇物取締法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における次の対応措置について指導する。

（ア）　貯蔵施設等の緊急点検

（イ）　巡視の実施

（ウ）　充てん作業、移替え作業等の中止

（エ）　落下、転倒等による施設の損壊防止のため、特に必要がある応急的保安措置の実施

（オ）　警戒宣言、地震予知情報の収集、伝達

イ　ＲＩ使用医療機関

医療法に基づく平常時の監視の際、警戒宣言時における次の対応措置について指導する。

（ア）　使用施設、貯蔵施設、保管廃棄設備及び放射線治療病室の安全点検と整備

（イ）　ＲＩの使用状況の把握

（ウ）　新規使用に対する厳重管理の徹底

（エ）　未使用ＲＩの貯蔵室への格納確認

（オ）　使用済ＲＩの保管廃棄室への格納確認

（カ）　ＲＩ治療患者に対する発災後の管理体制の周知徹底

（キ）　警戒宣言、地震予知情報等の収集、伝達

第３節　防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言時の情報伝達体制の確立に重点を置く防災訓練が必要となるが、各機関別の実施方法は、次のとおりである。

区分	機関	内　　容
市の訓練	市	警戒宣言時において、市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。 このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。 そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努めるものとする。 １　参加機関 （１）　市 （２）　町内会・自治会の自主防災組織、防災・安心地域委員会、事業者等 （３）　都及び防災機関 ２　訓練項目 （１）　非常招集訓練 （２）　警戒本部運営訓練 （３）　情報伝達訓練 （４）　現地訓練 （５）　要配慮者避難誘導訓練
警備・交通対策訓練	福生警察署 五日市警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 １　参加機関 （１）　都各部局 （２）　市 （３）　地域住民及び事業所等 ２　訓練項目 （１）　部隊の招集・編成訓練 （２）　交通対策訓練（低速走行訓練を含む。） （３）　情報収集伝達訓練 （４）　通信訓練 （５）　部隊配備運用訓練 （６）　装備資器材操作訓練 ３　実施回数及び場所 毎年１回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

区分	機関	内　　容
消防訓練	秋川消防署	警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。 1　参加機関等 （1）　消防団 （2）　契約締結等の民間団体 （3）　東京消防庁災害時支援ボランティア （4）　その他関係機関 2　訓練内容 （1）　非常招集命令伝達訓練 （2）　参集訓練 （3）　初動措置訓練 （4）　情報収集訓練 （5）　震災警防本部等運営訓練 （6）　通信運用訓練 （7）　部隊編成及び部隊運用訓練 （8）　消防団との連携訓練 （9）　協定締結等の民間団体との連携訓練 (10)　各種計画、協定等の検証 3　実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

<table>
<tr><th>区分</th><th>機関</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">応急医療訓練</td><td>西多摩保健所</td><td>警戒宣言時において、迅速・的確な医療救護体制を確保するため、次により訓練を行う
1　予知情報の収集、伝達
（1）　市内事業所（病院等）及び関係機関（市医師会等）に対する情報伝達
（2）　入院患者等に対する広報
2　医療救護班等の編成
（1）　公立阿伎留医療センター、西多摩保健所
第２非常配備態勢による医療救護班の編成等
（2）　関係機関（市医師会、日赤東京都支部等）
医療救護班の編成準備要請
3　病院施設、設備及び防災資器材等の緊急点検
（1）　建物、各種消防用設備、医療品等の点検
（2）　発火性物質等危険物及び火気の点検
これらの訓練は、防災の日（９月１日）及び消防計画で定める訓練に合わせて行う。</td></tr>
<tr><td>あきる野市医師会</td><td>警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、市、都等関係機関と協力して実施する。
1　各医療機関の被害状況を把握
2　医療救護班の編成
3　都の要請により検案に協力
各医療機関は、随時、目的（例えば、入院患者の安全対策、多数傷病者殺到時の対策）を定め、反復して防災訓練を実施する。</td></tr>
<tr><td>日赤東京都支部</td><td>次により防災訓練を実施する。
1　防災訓練は、毎年１回以上実施する。
2　防災訓練は、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策に係る次の事項について行う。
（1）　地震予知情報等の伝達
（2）　関係職員の非常招集
（3）　救護資材等の点検確認
（4）　業務用無線による通信
（5）　医療救護班の待機及び出動
（6）　医薬品の緊急輸送
（7）　医療救護
3　防災訓練の実施計画は、その都度定める。</td></tr>
</table>

区分	機関	内　　容
その他防災機関訓練	東京電力㈱立川支社	防災業務計画に定める防災訓練に当たっては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報訓練及び災害対策用資器材の整備・点検を主たる内容とする防災訓練を年１回以上実施する。 また、国・地方自治体が実施する地震防災訓練には積極的に参加する。
	武陽ガス㈱	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年に１回以上実施する。訓練内容は、次のとおりである。 （１）　地震予知情報及び警戒宣言の伝達 （２）　非常態勢の確立 （３）　工事の中断等 （４）　ガス工作の巡視、点検等 （５）　資器材等の点検 （６）　事業所間との連携 （７）　警戒解除宣言に係る措置 （８）　需要家等に対する要請
	ＪＲ東日本武蔵五日市駅	防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を年１回以上実施する。 （１）　非常招集訓練 （２）　情報連絡訓練 （３）　旅客誘導案内訓練 （４）　各担当業務に必要な防災訓練 また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。
	ＮＴＴ東日本-東京	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年１回以上実施する。 （１）　情報伝達訓練 （２）　災害対策本部要員本部等への駆付け訓練 （３）　応急復旧訓練 （４）　特設公衆設置訓練 国又は都及び市等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	その他	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年１回以上防災訓練を実施する。

第４章　東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象がとらえられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

第１節　東海地震に関連する調査情報発表時の対応

１　情報名、情報内容及び市・防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情　報　名	情　報　内　容	配　備　態　勢
東海地震に関連する調査情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには、評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	連絡要員を確保する態勢

２　情報活動

都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。

また、市、都各局及び防災関係機関等に一斉連絡を行う。

なお、市及び防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図

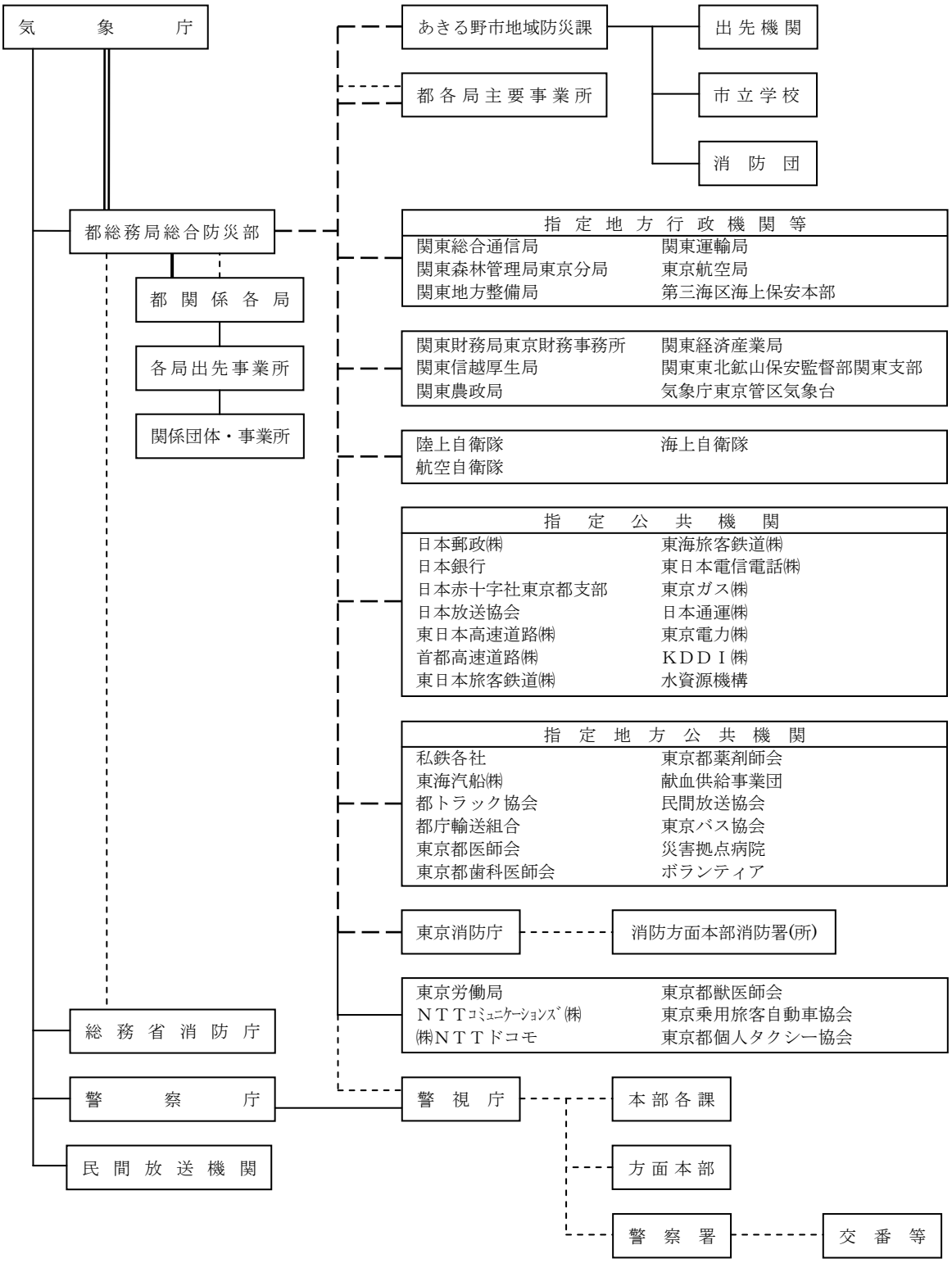

第２節　活動態勢

東海地震注意情報の発表を受けた場合、市及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災態勢をとるものとする。

１　各機関の活動態勢

機　関	内　　容
市	１　市災害対策本部の設置準備 市は東海地震注意情報の発表に接した場合は、直ちに緊急連絡態勢をとるとともに市本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に東海地震注意情報の発表に接した場合は、宿直者が対応するものとする。 ２　職員の参集 職員の参集は、第１非常配備態勢をとる。（課長級以上の職にある職員） なお、動員伝達は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。 ３　東海地震注意情報の発表時の所掌事務 市本部が設置されるまでの間、総務部地域防災課が関係防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 （１）　東海地震注意情報の発表、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 （２）　社会的混乱防止のための広報 （３）　都及び関係防災機関と連絡調整
五日市警察署・福　生警察署	１　警備本部の設置 東海地震注意情報の発表の連絡を受けた時点で、各警察署長は現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。 ２　警備要員の参集 警備要員は、東海地震注意情報の発表の事実を知ったときは、自所属に参集する。
秋　川消防署	東海地震注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令して次の対応を行う。 （１）　全消防職員の非常招集 （２）　震災消防活動部隊の編成 （３）　関係防災機関への職員の派遣 （４）　救急医療情報の収集体制の強化 （５）　救助・救急資機（器）材の準備 （６）　情報受信体制の強化 （７）　高所見張員の派遣 （８）　出火防止、初期消火等の広報の準備 （９）　その他消防活動上必要な情報の収集

Ｊ　Ｒ 東日本	１　東海地震注意情報を受けたときは、地震防災対策本部を設置する。 ２　地震防災対策に関する本部要員及び応急対策従事者を非常招集する。
ＮＴＴ 東日本 －東京	１　東海地震注意情報の発表の連絡を受けたときは、災害対策本部要員を非常収集し、待機態勢をとる。 ２　防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する体制をとる。 （１）　通話量等通信疎通状況の監視 （２）　電力機器通信設備の運転状況の監視 （３）　ふくそう発生時の重要通信確保のための通信措置等 （４）　電話利用自粛等の広報活動
その他 の機関	東海地震注意情報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとるものとする。

第３節　東海地震注意情報の発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められることに伴い、データ分析を行っている段階であるから、住民の冷静な対応が望まれるところである。したがって、この時期の広報内容については、原則としてはテレビ・ラジオ等により住民の冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警察署、消防署）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民に広報するものとする。

第４節　混乱防止措置

東海地震注意情報の発表により種々の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は、次のとおりである。

機　関	内　　容
市	１　対応措置の内容 （１）　混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 （２）　各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 （３）　その他必要事項 ２　対応機関 総務部地域防災課が各部、各防災機関の協力を得て対処する。
Ｊ　Ｒ 東日本	１　テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 ２　駅客扱い要員の増強を図る。 ３　旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 （１）　状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 （２）　階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 （３）　状況によって、警察官の警備の応援を要請する。
ＮＴＴ 東日本 ー東京	東海地震注意情報の発表の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話がかかりにくくなることが予想される。 この場合においては、防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に、次により措置する。 １　防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。 ２　電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 ３　一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話（緑色、グレー）からの通話は確保する。

第５章　警戒宣言時の対応措置

本市は、地震対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる。

第１節　活動体制

１　市の活動体制

（１）　災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せたれ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第２３条の規定に基づき、災害対策本部を設置するものとする。

（２）　本部の組織

本部組織は「あきる野市災害対策本部条例」及び第３部第１章第１節「あきる野市災害対策本部の組織・運営」に定めるとおりとする。

（３）　本部の所掌事務

ア　警戒宣言、地震予知情報及び地震防災上必要な情報の収集、伝達
イ　避難の勧告、指示又は警戒区域の設定
ウ　人員及び資器材の配備手配
エ　食糧、医薬品、生活必需品等の確保
オ　避難者の救護
カ　自主防災組織との連携
キ　交通及び緊急輸送対策
ク　計画主体の管理する施設及び事業の地震防災応急措置
ケ　警戒宣言時の広報
コ　その他地震防災上必要な措置

（４）　地震防災応急対策要員の参集等

ア　市本部員及び市本部付職員に対し、市役所に参集するよう伝達するものとする
イ　市長（本部長）は、次の場合職員にあらかじめ定められた場所への参集を命ずるものとする。
　（ア）　地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知を受けた場合
　（イ）　警戒宣言発令に接した場合
ウ　消防団長は、イの（ア）（イ）の場合、消防団員に参集を命ずるものとする。
エ　市職員及び消防団員は、地震予知情報の収集に積極的に努め、参集に

備えるとともに、イの（イ）に掲げる報道に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により指定された場所に参集するよう努めるものとする。

オ　職員の参集場所は、市長（本部長）が別に定める。

消防団の参集場所は、各消防団分団詰所とする。

カ　配備態勢は、第２非常配備態勢とする（課長級及び課長補佐・係長・主査の職にある職員）。

キ　市内の小中学校、保育園、その他市が管理する公共施設職員の参集等については、各施設において定めるところによる。

ク　市長（本部長）は、参集等の状況について各機関、施設から報告を受けるものとする。

（５）　本部の廃止

警戒宣言が解除され、かつ市本部で行う残務処理が終了したとき、廃止する。

２　防災機関等の活動体制

（１）　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、警戒宣言が発せられた場合、あきる野市地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとるものとする。

（２）　指定地方行政機関等は、上記（１）の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておくものとする。

（３）　市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

３　相互協力

（１）　警戒宣言時において単一の防災関係のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

（２）　防災機関等の長及び代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に

対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

ア　災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める理由）

イ　応援を希望する機関名（応援のあっせんを求めるときのみ）

ウ　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ　応援を必要とする日時、時間

オ　応援を必要とする場所

カ　応援を必要とする活動内容

キ　その他必要な事項

第２節　警戒宣言、地震予知情報等の伝達

各防災機関は、警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

本節では、警戒宣言時の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

１　警戒宣言の伝達系統

（１）　関係機関への伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、次のとおりとする。

警戒宣言の連絡伝達系統図

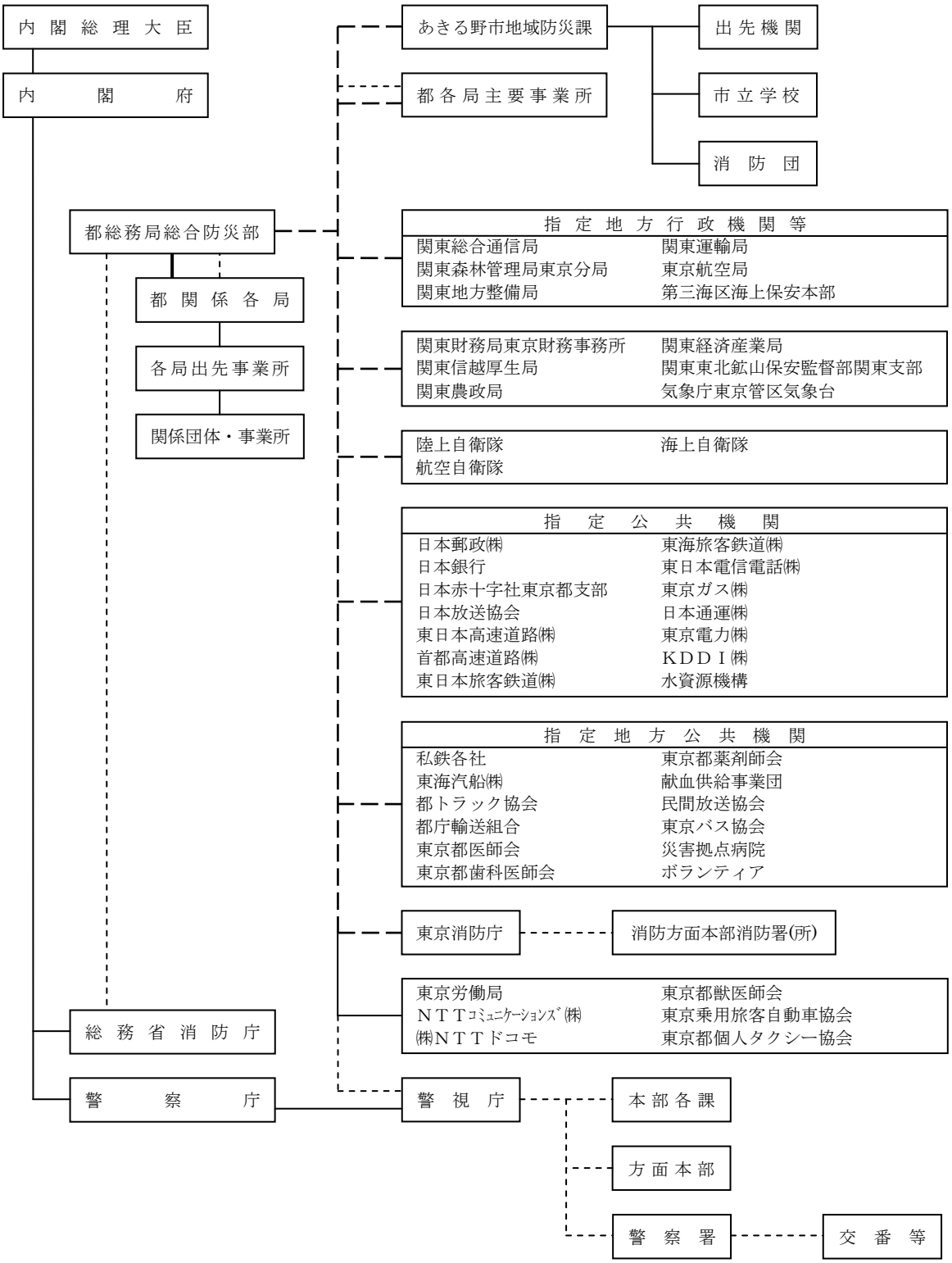

（２）　一般市民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段

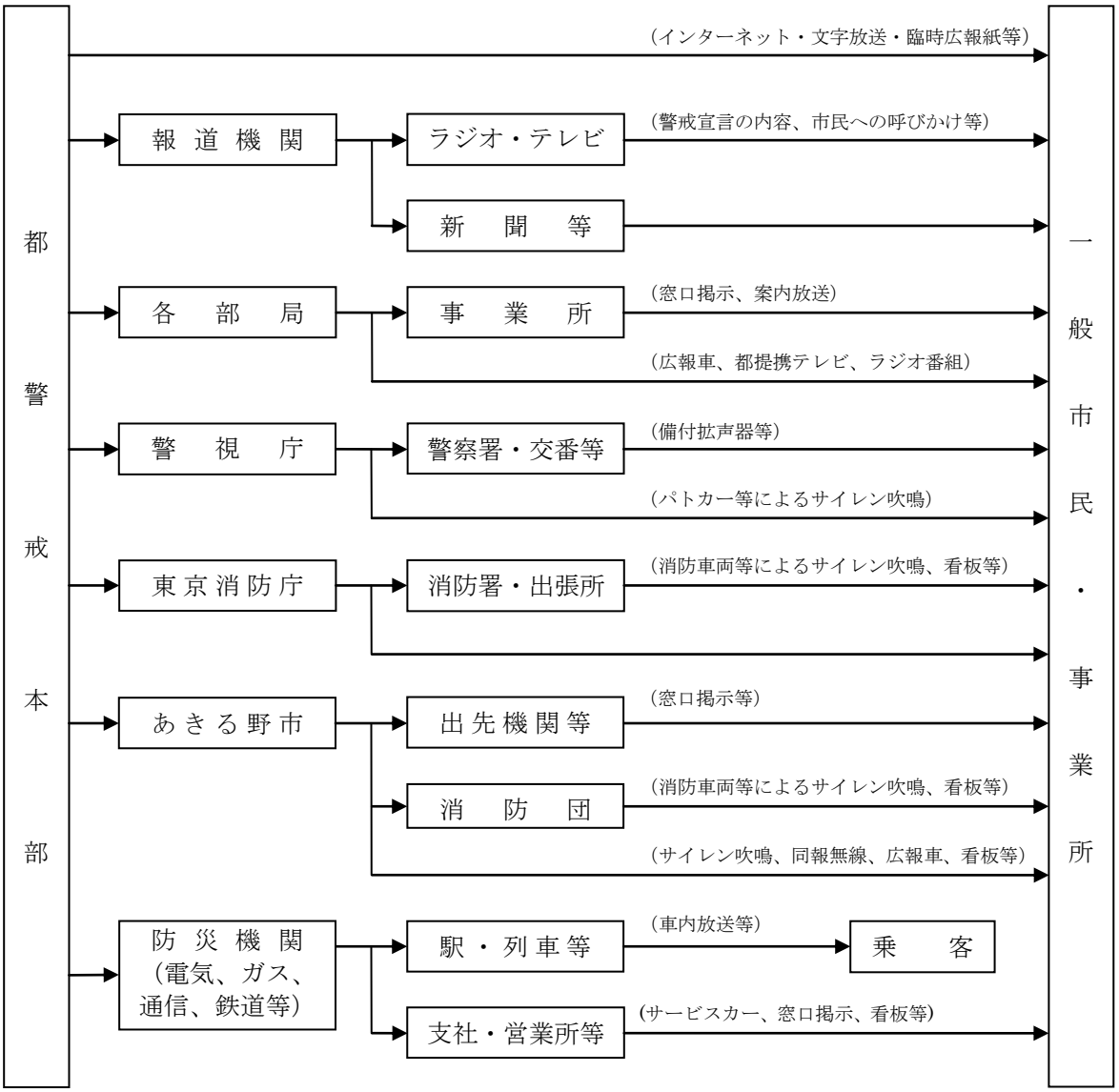

２　伝達体制（市）

（１）　市からの伝達

ア　都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を部内各部課、出先機関等に伝達する。

イ　一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び同報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

サ　イ　レ　ン
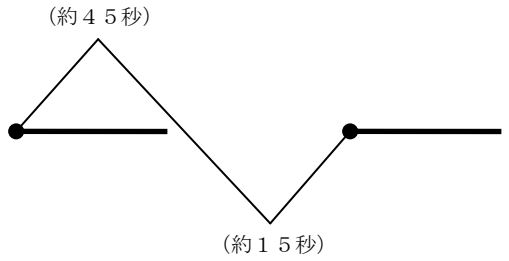
備考　吹鳴回数は３回とする。

（２）　消防団からの伝達

消防団長は、消防団員へ伝達する。一般市民に対しては、消防車両等により伝達する。

３　伝達体制（防災機関）

機　　関	内　　容
五日市警察署 福生警察署	１　警察署は、警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察電話、警察無線等により、署内、交番等に伝達する。 ２　警察署は、市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
秋川消防署	１　秋川消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により署内に伝達する。 ２　秋川消防署は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
その他の防災機関	都総務局又は市から通報を受けたときは、直ちに部内関係課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

４　伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

（１）　警戒宣言の内容

（２）　東京での予想震度

（３）　防災対策の実施の徹底

（４）　その他特に必要な事項

５　警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常ふくそうなどの混乱も考えられる。これらに対処するため、市及び各防災機関は広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに都本部及び市民等へ広報するものとする。

（１）　広報

ア　都の広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡の下に、次の事項を中心に広報活動を行う。特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

（ア）　広報項目

A　都知事のコメント等

B　都民及び事業所のとるべき防災措置

（A）　火の注意

（B）　水のくみ置き

（C）　家具の転倒防止等

C　混乱防止のための対応措置

（A）　帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

a　列車の運行状況

b　駅等の混乱状況

c　時差退社の呼びかけ等

（B）　道路交通の混乱防止のための広報

a　道路の渋滞状況

b　交通規制の実施状況

c　自動車利用の自粛要請等

（C）　電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報

a　回線のふくそう状況

b　規制措置の実施状況

c　電話利用の自粛要請等

（D）　買い急ぎなどによる混乱防止のための広報

a　スーパーマーケット、百貨店等の営業状況

b　買い急ぎをする必要がないこと等

c　物資の流通状況

（E）　預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報

a　金融機関の営業状況

b　急いで引出しをする必要のないこと等

（イ）　広報の実施方法

都政広報番組（テレビ、ラジオ）やインターネット等を最大限に活用して広報活動を行う。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供ほか呼びかけを適宜実施する。

（ウ）　在住外国人等への情報提供

都生活文化局は、都警戒本部設置と同時に「外国人災害情報センター」を設置し、在住外国人及び関係団体等に対し、必要な情報の収集・提供を行う。

イ　市の広報

市民に対して行う広報は都に準じて行うこととし、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

（ア）　広報項目

A　警戒宣言の内容の周知

B　それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ

C　防災措置の呼びかけ

D　避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

（イ）　広報の実施方法

防災行政無線同報系、広報車及び自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

（ウ）　広報文例

市民に対する広報文例は次のとおりとするが、必要に応じその事項を加えるものとする。

○月○日地震災害に関する警戒宣言が発令されました。これによりますと、２～３日以内（又は数時間以内）に○○を震源域とするマグにチュード○程度の大規模な地震の発生が予想されます。市民の皆さんは、まず火の始末、水のくみおき、家具などの転倒防止を行って下さい。また、デマなどに惑わされないよう、テレビ・ラジオのニュースや市役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。

ウ　各防災機関の広報

（ア）　広報項目

市民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり市に準じ

て行うものとする。

A　市民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底

B　各防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

（イ）　広報の実施方法

A　各防災機関は、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。

B　この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。

C　顧客等への伝達は、反復継続して行う。

D　広報文はあらかじめ定めておくものとする。

（２）　報道機関への発表

警戒宣言時、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種の情報を提供する。

ア　市本部からの発表

（ア）　市本部からの発表は、原則として特設する記者室において行う。

（イ）　市本部の報道機関への窓口は、企画財政部広報班とする。

イ　五日市警察署、福生警察署、秋川消防署からの発表

警察署、消防署が収集した情報については、それぞれの記者クラブで発表すると同時に、市本部においても前記アにより発表する。

ウ　各防災機関からの発表

各防災機関の対応状況等に関する情報については、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて市本部においても前記アにより発表する。

（３）　放送要請

都は、警戒宣言時において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に放送要請する。

第３節　消防、危険物対策

１　消防対策

秋川消防署は、注意情報発表時から引き続き警戒宣言時に次のとおり対策を実施する。

（１）　活動体制

平常時の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の措置をとる。

ア　全消防職員の非常招集
イ　震災消防活動部隊の編成
ウ　関係防災機関への職員の派遣
エ　救急医療情報の収集体制の強化
オ　救助・救急資器材の準備
カ　情報受信体制の強化
キ　高所見張員の派遣
ク　出火防止、初期消火等の広報の実施
ケ　その他消防活動上必要な情報の収集

（２）　情報連絡体制

地震予知情報等の伝達ルート

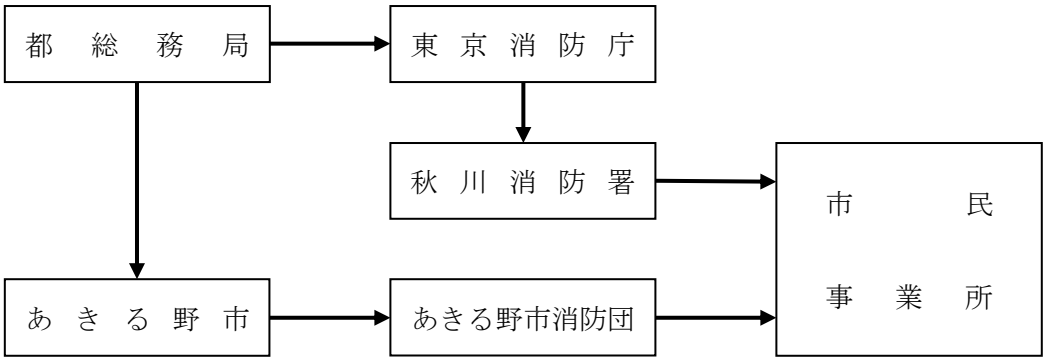

（注）　市民及び事業所に対しては、サイレン、広報車等により、他の防災機関と協力し、情報を伝達する。

（３）　市民（事業所）に対する呼びかけ

対象	事　　項	内　　容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや警察署、消防署、市からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1　家具類、ガラス等の安全確保 2　ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集・伝達等	1　テレビ、ラジオ等による情報の把握 2　顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3　不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4　顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続・停止及び退社等	1　不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2　近距離通勤者に対する徒歩帰宅 3　その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	1　火気使用設備器具の使用制限 2　危険物、薬品等の安全措置 3　消防用設備等の点検 4　初期消火体制の確保
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

２　危険物対策

（１）　石油類等危険物の取扱い施設

機　　関	内　　容
秋川消防署	危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するように指導する。 1　操業の制限、停止 2　流出拡散防止資器材等の点検、配置 3　緊急遮断装置の点検、確認 4　火気使用の制限又は禁止 5　消防用設備等の点検確認

（２）　火薬類取扱い施設

機　　関	内　　容
多摩環境事務所	（社）東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請する。 １　警戒宣言等の伝達 ２　事故発生時に準じた保安要員の確保 ３　保安用品及び保安装置の再点検等 ４　その他特に必要な事項
関東経済産業局	警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合に火薬類の保安を確保するため、火薬類を取り扱う事業所に対して、法令等に定めるところにより、地震防災対策を講ずるよう十分に監督及び指導を行うとともに、その実施状況の把握に努めるものとする。

（３）　高圧ガス取扱い施設

機　　関	内　　容
多摩環境事務所	東京都高圧ガス地域防災協議会、（社）東京都高圧ガス保安協会、（社）東京都エルピーガス協会及び東京都エルピーガススタンド協会に対し、次の事項について各事業所が確実に実施するよう要請する。 １　警戒宣言等の伝達 ２　事故発生時に準じた保安要員の確保 ３　保安上必要な施設及び設備の点検整備 ４　地震による被害の防止及び軽減措置
関東経済産業局	警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合に高圧ガスの保安を確保するため、高圧ガスを取り扱う事業所に対して、法令等に定めるところにより、地震防災対策を講ずるよう十分に監督及び指導を行うとともに、その実施状況の把握に努めるものとする。

（４）　化学薬品等取扱い施設

機　　関	内　　容
秋川消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 １　転倒、落下、流出拡散防止等の措置 ２　引火又は混合混触等による出火防止措置 ３　化学薬品等取扱いの中止又は制限 ４　火気使用の中止又は制限 ５　消防用施設等の点検、確認

（５）　毒物・劇物取扱い施設

機　　関	内　　容
都福祉保健局（西多摩保健所、健康安全研究センター）	毒物劇物取扱者等の関係団体に対し、次の事項について、各事業者が確実に実施するよう要請する。 １　貯蔵施設等の緊急点検 ２　巡視の実施 ３　充てん作業、移替え作業等の停止 ４　落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 ５　地震予知関連情報の収集、伝達
日赤東京都支部	１　発火性、引火性、薬品等危険物の安全措置の実施 ２　警戒宣言及び地震予知情報の収集及び伝達

（６）　放射性物質取扱い施設

機　　関	内　　容
都福祉保健局	１　ＲＩの管理測定班の編成 市内のＲＩ使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行うＲＩ管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ直ちに出動できる体制を整える。 ２　ＲＩ使用医療機関に対する指導 （１）　使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修 （２）　ＲＩ使用状況の把握 （３）　未使用ＲＩ及び使用済ＲＩの保安確認 （４）　ＲＩ治療患者の管理体制の徹底周知 （５）　地震予知関連情報の収集
西多摩経済事務所	１　情報連絡体制の確立 勤務時間内、夜間及び休日における地震予知情報の伝達については、あらかじめ定められた方法により行う。 ２　警戒宣言時の要請事項 放射性物質使用施設におけるＲＩ等の使用を停止し、耐震構造の貯蔵施設に収容することにより安全管理体制を確立する。
日赤東京都支部	１　ＲＩの安全措置の実施 ２　警戒宣言及び地震予知情報の収集及び伝達

（７）　危険物輸送

機　　関	内　　容
五日市警察署 福生警察署	警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 １　危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 ２　危険物及び保管施設に対する警戒強化
秋川消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 １　出荷、受入れの停止又は制限 ２　輸送途中車両における措置の徹底

第４節　警備、交通対策

１　警備対策

機　　関	内　　容
五日市警察署 福生警察署	１　警備部隊の編成 警備部隊の編成は、次のとおりとする。 （１）　警視庁本部部隊 （２）　機動隊 （３）　方面機動隊 （４）　警察署部隊 ２　警備部隊の配慮 混乱のおそれのある駅、主要交差点等の実態を考慮し、必要により部隊を要点等に配備する。 ３　治安維持活動 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き市民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 １　市内の実態把握に努める。 ２　正確な情報の収集及び伝達を図り、市民の不安要素を解消する。 ３　不法事案の予防及び取締りを実施する。

２　交通対策

（１）　運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

ア　走行中の運転者がとるべき措置

（ア）　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を一般道路では時速２０km、高速自動車国道では時速４０kmに減速すること。

（イ）　カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。

（ウ）　目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。

（エ）　バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。

（オ）　危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。（前節参照）

（カ）　現場警察官等の指示に従う。

イ　駐車中の運転者のとるべき措置

（ア）　道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。

（イ）　道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切る。

なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。

（ウ）　車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しない。

（２）　交通対策の実施

警戒宣言後速やかに警察官を主要交差点等に配置し、かつ必要により交通検問所を設置する。

（３）　緊急通行車両等の確認等

現地警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

３　道路管理者等のとるべき措置

機　　関	内　　容
西多摩建設事務所	１　危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急警戒道路等を重点に地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、点検を実施する。 ２　工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。
市	上記に準じて安全対策を実施する。

第５節　公共輸送対策

１　鉄道対策

（１）　情報伝達

ア　警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

イ　警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

（２）　列車運行措置

地震防災対策強化地域外周部における線区は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。（五日市線は、地震防災対策強化地域外である。）

（３）　乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機　　関	内　　容
都	1　平常時から、都民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2　警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
東京消防庁	平常時から、各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。
ＪＲ東日本	1　平常時から運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2　警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3　駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

（4）　主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において旅客の混乱を防止するため、鉄道機関は、次の対応措置を講ずる。

機　　関	内　　容
ＪＲ東日本	1　適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2　状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3　混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4　状況により、警察官の応援を要請する。 5　状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

※　なお、強化地域内着・通過となる乗車券類は、発売を停止する。

（5）　主要駅等の警備

警視庁は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

（6）　列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し、（1）から（5）までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生

し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

（７）　その他施設管理等

ア　工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。

イ　防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。

ウ　発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

２　バス、タクシー等対策

（１）　情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

（２）　運行措置

機　　関	内　　容
西東京バス㈱ 五日市営業所	１　路線バス （１）　運行方針 防災関係機関の協力の下に、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 （２）　運行計画 ア　警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路２０km/h、高速道路４０km/h）を行う。 イ　減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。 ウ　危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ　翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ　道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 ２　貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東　旅　協 都個人ﾀｸｼｰ協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力の下に、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路２０km/h、高速道路４０km/h）を行う。

（３）　混乱防止措置

ア　旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、警察署、消防署、鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

イ　バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

第６節　学校、病院、福祉施設対策

１　学校（幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校）

（１）　注意情報発表時の対応

ア　児童生徒等に対する伝達と指導

学校（園）は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切り替え、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業（保育）の再開等について説明する。

児童生徒等の安全を図る指導に当たり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

イ　注意情報が発表された時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。

学校（園）においては、注意情報が発表された段階では授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとる。

したがって、学校（園）は平素から、保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。

特に保護者は、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置をとる。

（２）　警戒宣言時の対応

ア　在校時

（ア）　警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

（イ）　警戒宣言が発せられた後、児童生徒等を計画に従って、次のとおり帰宅させる。

機　　関	内　　容
幼稚園、小学校	あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
中・高等学校	個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないよう、下校計画に従って必要な措置をとる。 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が決まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
特別支援学校	保護者に引き渡す。保護者に引き渡すまでは学校において保護する。 　スクールバスを使用している児童生徒等については、保護者に、事前に指定してある地点で引き渡す。 児童生徒等の通学範囲、障がいの状態、寄宿舎生及び残留児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障がいにより帰宅所要時間が長時間となるため、注意情報の発表の段階で、各学校から保護者に引渡しの緊急連絡を行う。

※　なお、強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた都内の寄宿先に帰宅させる。寄宿先のない者については、学校において保護する。

イ　校外指導時

（ア）　宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は災害対策本部の指示に従う。

　また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を都（区市町村）教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。

（イ）　遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。

帰校（園）後、児童・生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。

（３）　学校（園）におけるその他の対応策

ア　児童生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ　学校（園）に残留し保護する児童・生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

ウ　残留する児童生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

残留する児童生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、都（区市町村）教育委員会又は所轄庁へ報告する。

（４）　警戒解除宣言の連絡等

ア　警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、都（区市町村）の広報等によって得るものとする。

イ　解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

２　病院、診療所

（１）　診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況応じて、適切に対処するものとする。

（２）　防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

ア　建物、設備の点検・防災措置

イ　危険物の点検・防災措置

ウ　落下物の防止

エ　非常用設備、備品の点検及び確保

オ　職員の分担事務の確認

カ　備蓄医薬品の点検・防災措置

（３）　その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

３　社会福祉施設等

（１）　保育所・通所施設

ア　園児（生）・利用者の扱い

（ア）　園児（生）・利用者は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

（イ）　引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設で保護する。

イ　防災措置

（ア）　施設設備の点検

（イ）　ライフラインの確認

（ウ）　落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

（エ）　食料、飲料水、ミルク等の確保

（オ）　医薬品の確保

ウ　その他

（ア）　園児（生）・利用者の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

（イ）　職員・園児（生）・保護者等の防災教育を行う。

（２）　入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

ア　施設設備の点検

イ　ライフラインの確認
ウ　落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
エ　食料、飲料水の確保
オ　医薬品の確保
カ　利用者の家族等に対する連絡手段の確保
キ　利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
ク　関係機関との緊密な連絡・連携

第７節　不特定多数の者の集まる施設の対策

体育館、図書館、ホール、その他公共施設、不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講ずる。

機　　関	対　　象	対　　応　　措　　置
秋川消防署	消防計画等により対応を図るほか、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。	
	不特定多数の者が集まる施設	1　火気使用の中止又は制限 2　消防用設備等の点検及び確認 3　避難施設の確認 4　救急処置に必要な資材の準備 5　営業の中止又は自粛 6　利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導 7　エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用
市	体育館 図書館 ホール その他公共施設	1　警戒宣言が発せられた場合、個人利用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、また、団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2　職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安装置を実施する。 3　エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

第８節　電話、通信対策

１　警戒宣言時のふくそう防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。

このため、各機関は次の措置をとることとする。

機　　関	区分	内　　容
ＮＴＴ東日本	電話	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規定に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 １　確保する業務 （１）　防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 （２）　街頭公衆電話からの通話 （３）　非常、緊急扱い通話（交換手扱いの通話） ２　可能な限りにおいて取り扱う業務 （１）　一般加入電話からのダイヤル通話 （２）　１００番通話（手話通話を含む。） （３）　営業窓口 （４）　防災関係機関等から緊急な要請への対応 ア　故障修理 イ　臨時電話、臨時専用回線等の開通 （注）　ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
	電報	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規定に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 １　確保する業務 非常、緊急扱い電報 ２　可能な限りにおいて取り扱う業務 一般電報の発信及び電話による配達 （強化地域に着信する電報は、遅延承認のもとに限る。）
ＮＴＴコミュニケーションズ	国際通信 長距離・	警戒宣言発表以降も、長距離・国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しくふくそうしたときは、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
ＮＴＴドコモ	移動通信	警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により以下の措置を行う。 通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しくふくそうしたときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。
ＫＤＤＩ	サービス通信	警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しくふくそうしたときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。

２　広報措置の実施

機　　関	内　　容
ＮＴＴ 東日本	１　警戒宣言が発せられた時等において通話がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について支店前掲示により、地域のお客様に広報するとともに、さらにテレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 （１）　通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 （２）　お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況を含む。） （３）　加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況電報の受付及び配達状況 （４）　電報の受付及び配達状況 （５）　営業窓口における業務実施状況 （６）　その他必要とする事項 ２　前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。
ＮＴＴ コミュニケーションズ	警戒宣言が発せられたことにより、長距離・国際通信が著しくふくそうした場合は、報道機関の協力によるテレビ・ラジオ・新聞等を通じての広報、及びトーキ装置等により、利用者に対し次の事項を広報する。 １　長距離・国際通信の疎通状況 ２　長距離・国際通信のふくそう対策 ３　利用者に協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む。）
ＮＴＴ ドコモ	警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。 １　通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 ２　支店等営業窓口における業務実施状況 ３　利用者に対し協力を要請する事項 業務の取扱いを中止したときの理解と協力を呼びかけること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等 ４　その他必要とする事項
ＫＤＤＩ	警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しくふくそうした場合は、ラジオ・テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。 １　通信サービスの疎通状況 ２　通信サービスのふくそう対策 ３　利用者に協力を要請する事項

３　防災措置の実施

機　　関	内　　容
ＮＴＴ 東日本	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 １　警戒宣言等の伝達 ２　警戒宣言のお客様等への周知 ３　対策要員の確保 ４　社外機関との協調 ５　お客様及び社員等の安全確保 ６　地震防災応急対策業務の実施
ＮＴＴ コミュニケーションズ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 １　警戒宣言等の伝達 ２　警戒宣言のお客様等への周知 ３　対策要員の確保 ４　社外機関との協調 ５　お客様及び社員等の安全確保 ６　地震防災応急対策業務の実施
ＮＴＴ ドコモ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 １　警戒宣言等の伝達 ２　警戒宣言のお客様等への周知 ３　対策要員の確保 ４　社外機関との協調 ５　お客様及び社員等の安全確保 ６　地震防災応急対策業務の実施
ＫＤＤＩ	警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 １　災害対策本部等の対策活動組織の確立 ２　情報連絡体制の確立 ３　通信設備の点検 ４　通信疎通の監視、管理体制の強化 ５　災害対策用設備の点検 ６　その他、一般防災に関する措置 （１）　事務機器等の転倒防止措置 （２）　危険物等の保安点検 （３）　火気の使用制限措置 （４）　応急対策物資の点検 （５）　医療、救護備品の点検 （６）　局舎警備の強化 （７）　災害対策活動に必要な生活需要品の配備基準

第９節　電気、ガス、上下水道対策

１　電気

（１）　電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

（２）　人員、資機材の点検確保

ア　要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報又は警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事務所に参集する。

また、すべての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

イ　資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等)、工具、車両、ヘリコプター等を整備、確保する。

（３）　施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険性にかんがみ、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア　特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ　通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。また、ＮＴＴ、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ　応急安全措置

仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

（４）　安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

２　ガス

（１）　ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

（２）　人員、資機材の点検確保

ア　人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ　資機材の点検確保

復旧工事用資機材の点検整備を行う。

（３）　警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア　広報の内容

（ア）　一般需要家に対して

Ａ　緊急時におけるガス栓の閉止

Ｂ　警戒宣言時のガス供給の継続

Ｃ　強震時におけるガスの供給停止

Ｄ　ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等

（Ａ）　不使用ガス栓の閉止の確認

（Ｂ）　地震発生時のガス栓・メーターガス栓の閉止

（Ｃ）　供給停止後のガス使用の禁止

（Ｄ）　供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作

（イ）　特定需要家に対して

Ａ　ガス機器の使用の抑制依頼

Ｂ　地震発生時の遮断バルブによる、ガス供給遮断の要請

イ　広報の方法

（ア）　広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。

（イ）　テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

（４）　施設等の保安措置

ア　導管網ブロック化措置の準備

イ　放散措置の準備

ウ　その他の保安措置

（ア）　緊急遮断措置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
（イ）　保安通信設備の通信状態の確認を行う。
（ウ）　工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

３　上水道

（１）　飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

ア　当座の飲料水のくみ置きの要請
イ　地震発生後の避難に当たっての注意事項
ウ　地震発生後の広報等の実施方法
エ　地震発生後における住民への注意事項

（２）　施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には、速やかに給水活動が実施できるよう態勢を確立する。

（３）　施設等の保安措置

ア　浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。
イ　浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
ウ　警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
エ　工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

４　下水道

警戒宣言が発せられた場合は、次のとおり対処する。

（１）　施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、管きょ施設等について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

（２）　工事現場においては、工事を中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資

器材の点検・整備を行う。

第１０節　生活物資対策

１　営業方法

食料及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請する。

２　買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

広報車等を利用し、事業者に対しては売惜しみ、買占めをしないよう、また、市民に対しては、買急ぎをしないよう呼びかけを行う。

第１１節　金融対策

警戒宣言時における対策

機　　関	内　　容
関東財務局 日 本 銀 行	1　関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講ずるものとする。 （1）　金融機関の業務確保 ア　金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮させること。 イ　やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。 （2）　金融機関の防災体制等 ア　金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。 イ　発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。 （3）　顧客への周知徹底 ア　店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭にその旨を掲示させること。 イ　上記１（1）の措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。 ※　「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。 ※　本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとする。 2　日本銀行は警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速かつ適切な調整及び信用制度の保持運営に関することを行う。
都 主 税 局	1　警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、都税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 2　警戒宣言が発せられた後、引き続き、都の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、都税の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。
市	市税の対応については、都主税局の対応に準じて行う。

第１２節　避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

１　事前対策

（１）　危険が予想される地区の選定

ア　市長は、管内の急傾斜地等の危険地域について各関係機関と連絡を密にし実情把握を行い、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。

イ　都は市の地区選定に当たり、各種の資料提供及び助言協力を行う。

（２）　避難者収容施設の指定

市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておく。

なお、指定に当たっては、次の点に留意する。

ア　火災の危険度の低い場所に立地していること。

イ　耐震性、耐火性を有すること。

ウ　窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。

エ　落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。

オ　火災報知器、消火設備等の防火設備を再点検し、必要な補修を行うこと。

カ　避難所の運営に必要な資器材（調理、給食、非常照明等）、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

（３）　周知、伝達方法

（１）で指定した地区ごとに、次の事項についてあらかじめ関係する市民に十分周知を図るものとする。

ア　地区の範囲

イ　想定される危険の種類

ウ　避難所

エ　避難所に至る避難経路

オ　避難の勧告又は指示の伝達方法

カ　避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

キ　その他避難に関する注意事項

（集団避難、防災、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

２　警戒宣言時における対応

（１）　避難勧告

市長（本部長）は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、上記１（３）に定めた方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。

（２）　避難所開設に伴う対応措置

ア　市長（本部長）は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び五日市警察署又は福生警察署、秋川消防署、西多摩保健所等関係機関に連絡する。

都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム（ＤＩＳ）への入力により行う。

イ　市長（本部長）は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出しその他による食品の供給を行う。

ウ　市長（本部長）は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

エ　都福祉保健局は、市長（本部長）の報告に基づき避難所の開設状況の把握を行う。

（３）　避難所等における市職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

（４）　避難生活の維持・運営

ア　（３）で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。

イ　市長（本部長）は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉健康局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。

ウ　都の各機関は、市長（本部長）から不足品等についての連絡を受けたときは、迅速に市に供給する。

第１３節　救援・救護対策

１　飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

（１）　市民に対する飲料水のくみ置きの要請

（２）　地震発生後における市民への注意事項

２　食料等の配布体制

（１）　職員の配置

市は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うための体制をとる。

（２）　運搬計画

市は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するための体制を整える。

市は、都から集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じ避難所に輸送する体制をとる。

（３）　即時調達体制の確保

市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、あきる野商工会及び小売店等に物資の供給体制を整えるように依頼する。

３　医療救護体制

機関別の対応は、次のとおりである。

機　　関	内　　容
市	１　医師会へ医療救護班の編成準備の要請 ２　医師会へ患者等の受入体制確保の要請 ３　薬剤師会への薬剤師班の編成・派遣の要請 ４　その他、医師会及び薬剤師会との連絡調整
西多摩保健所	保健所災害対策本部を設置（情報センターとしての役割） １　医療機関の施設・人員の対応能力等について情報収集し、関係機関に情報提供する。 ２　関係機関からの要請に対し関係部署との連絡調整を行う。
あきる野市医師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするとき、速やかに編成できるように準備する。
日赤東京都支部	１　日赤東京都支部は、救護班の編成を行い出動準備態勢をとる。 ２　医療救護に必要な要員、医薬品、器具器材、病床等の準備、その他必要な措置を講ずる。

４　輸送車両の確保

市は、関係機関に車両の調達準備を要請する。

第１４節　市本部からの指示事項等の伝達

１　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達計画

警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集又は伝達及び市本部からの指示事項等の伝達は、別図に示す系統により行う。

（１）　避難状況等の報告は、次の各号に掲げる事項について行う。

ア　避難の経過に関する報告

避難に伴い危険な事態、その他異常な事態が発生した場合における当該事態の状況、これに対して応急にとられた措置、その他当該事態に対処するため必要と認める措置に関する事項

イ　避難の完了に関する報告

避難所、避難した者及び救護を要すると認められる者の数、並びにこれらの者の救護その他の保護のため必要と認める措置に関する事項

（２）　（１）のアの報告は、当該事態が発生した後直ちに、（１）のイの報告は、避難に係る措置が完了した後速やかに行うものとする。

（３）　（１）のアイによる報告を受けた場合の措置

ア　市長（本部長）は、次の場合は知事（都本部長）に報告する。

（ア）　市長（本部長）は、次の場合は知事（都本部長）に報告する。

Ａ　避難の勧告、指示をしたとき。

Ｂ　立ち退き先の指示をしたとき。

Ｃ　避難の必要がなくなったとき。

Ｄ　警察官が避難の勧告又は指示をしたときで、市長（本部長）に通知があったとき。

（イ）　水防管理者（市長）の場合は、所轄の警察署長に通知する。

（ウ）　警察官の場合は、災害対策基本法第６１条による市長（本部長）が避難命令を発することができないと認めたとき、又は市長（本部長）から要求があったときは、避難の指示をすることができ、この指示をした場合は、直ちに市長（本部長）に通知するものとする。また、警察官職務執行法第４条に基づき避難等を命じたときは、その処置を順序を経て都公安委員会に報告するものとする。

２　地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告

（１）　地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、次に掲げる事項ごとに行うものとする。

ア　地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ　消防水防その他応急措置に関する事項

ウ　応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項

エ　施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ　犯罪の予防、交通規制、その他地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ　緊急輸送の確保に関する事項

キ　地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク　前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の拡大又は軽減を図るための措置に関する事項

（２）　地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他警戒宣言が発せられた後の経過に応じて逐次行うものとする。

〈市本部からの指示事項等の伝達系統図〉

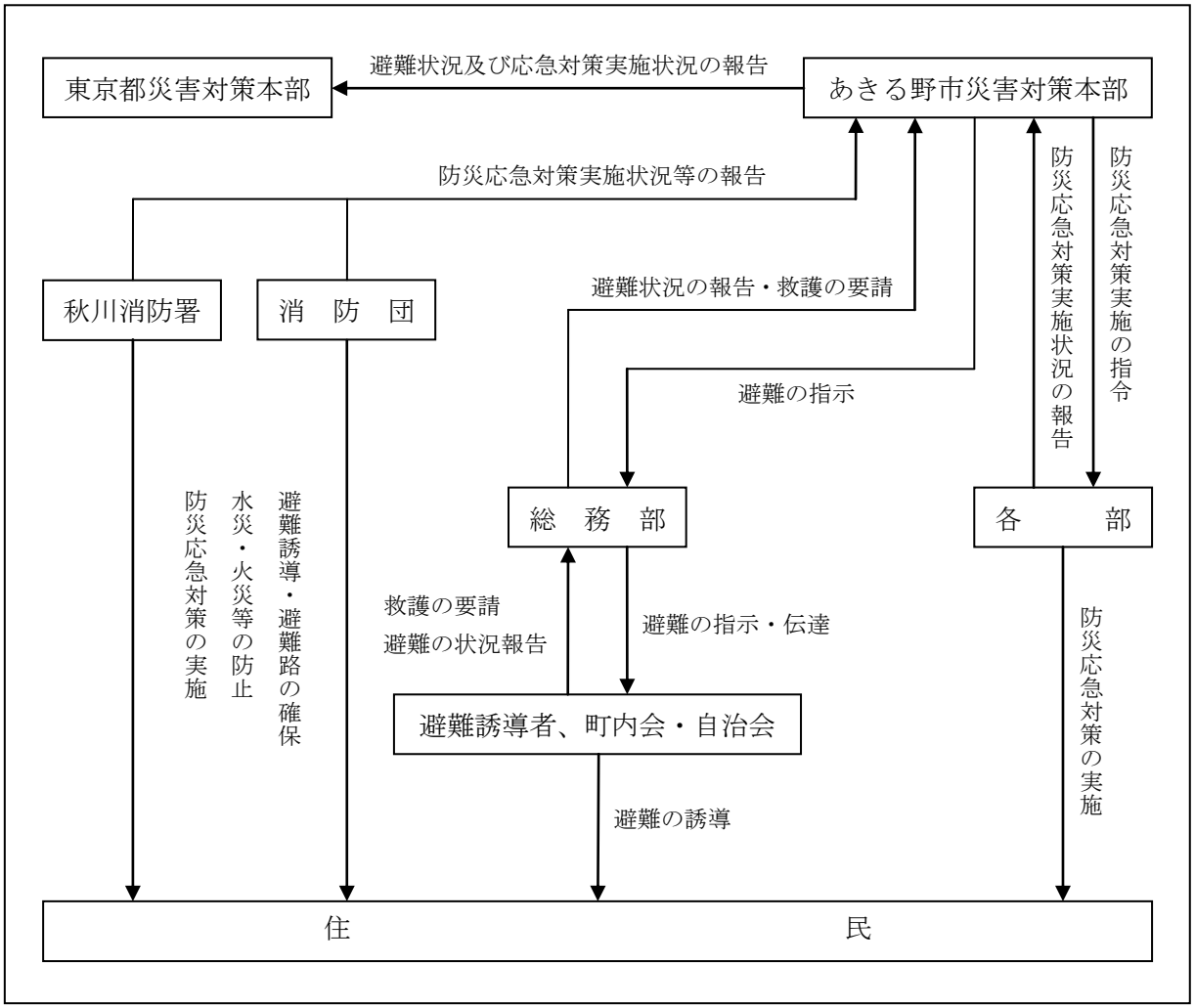

第６章　市民・事業所等のとるべき措置

東京は「東海地震」が発生した場合、震度５程度になると予想されている。

震度５程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、ブロック塀や自動販売機等の倒壊、落下物、家具類の転倒等による被害が生じるものと予想される。また、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想される。

このため、都、市及び各防災機関は、被害及び混乱を防止するために万全の措置を講ずることとするが、市民及び事業所においても十分な備えをする必要がある。

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第１節　市民のとるべき措置

１　東海地震注意情報の発表時（報道開始）から警戒宣言が発せられるまで

（１）　テレビ、ラジオ等の情報に注意する。

（２）　家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。

（３）　電話の使用を自粛する。

（４）　自動車の利用を自粛する。

２　警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

（１）　情報の把握を行う。

ア　市などの防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

イ　都、市、警察、消防等、防災機関の情報に注意する。

ウ　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。

（２）　火気の使用に注意する。

ア　ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。

イ　ガスメーターガス栓の位置を確認する。

ウ　使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。

エ　ＬＰガスボンベの固定措置を点検する。

オ　危険物類の安全防護措置を点検する。

（３）　消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。

（４）　テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重いものを下ろす。

（５）　ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。

（６）　窓ガラス等の落下防止を図る。
ア　窓ガラスには荷造用テープを張る。
イ　ベランダの植木鉢等を片付ける。

（７）　飲料水、生活用水等のくみ置きをする。

（８）　食料、医薬品、防災用品を確保する。

（９）　火に強くなるべく動きやすい服装にする。

(10)　電話の使用を自粛する。特に、市役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。

(11)　自家用車の利用を自粛する。
ア　路外に駐車中の車両は出来る限り使用しない。
イ　路上に駐車中の車両は速やかに空き地や駐車場に移す。
ウ　走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。

(12)　幼児・児童の行動に注意する。
ア　幼児・児童は、狭い路地やブロック塀等の付近を避け、確認できる範囲の安全な所で遊ばせる。
イ　幼児・児童・生徒が登園・登校している場合は、園・学校との事前の打ち合わせに基づいて引き取りにいく。

(13)　冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

(14)　エレベーターの使用は避ける。

(15)　近隣相互間の防災対策を再確認する。

(16)　不要な預貯金の引き出しを自粛する。

(17)　買急ぎをしない。

第２節　自主防災組織のとるべき措置

１　東海地震注意情報の発表時（報道開始）から警戒宣言が発せられるまで

（１）　テレビ、ラジオ等の情報に注意する。

（２）　地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。

２　警戒宣言が発せられたときから発災まで

（１）　市などの情報を地区内住民に伝達する。

（２）　自主防災組織本部の設置を行う。

（３）　地区内住民に市民のとるべき措置（前節参照）を呼びかける。

（４）　機材の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。

（５）　地域配備等の消火器の点検、消火用水の確保を行う。

（６）　高齢者や病人の安全に配慮する。

（７）　がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。

（８）　救急医薬品等を確認する。

（９）　食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

３　その他

その他自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会・自治会等が前記に準じた行動を行う。

第３節　事業所のとるべき措置

１　東海地震注意情報の発表時（報道開始）から警戒宣言が発せられるまで

（１）　テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。

（２）　自衛消防組織等自主防災体制を確認する。

（３）　消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。

（４）　その他状況により、必要な防災措置を行う。

２　警戒宣言が発せられたときから発災まで

（１）　自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。

（２）　テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。この場合、不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。

（３）　掲示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用

状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者や障がい者等の安全に留意する。

（４）　市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容するホール等の施設にあっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

（５）　火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。

また、薬品等の混触発火及び危険物の流出、漏えい防止のための措置を確認する。

（６）　建築物の防火又は避難上重要な施設及び消火用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。

（７）　商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒、落下、破損防止措置を確認する。

（８）　不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都、市、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせを控える。

（９）　バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。

(10)　救助・救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資器材を配備する。

(11)　建築工事、隋道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

(12)　一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。